

地域課題解決 DX コンソーシアム規約

第1章 総則

(名称)

第1条

本コンソーシアムは、「地域課題解決 DX コンソーシアム」と称する。

(目的)

第2条

本コンソーシアムは、地域金融機関とベンチャーキャピタルの広域連携を通じて「人口減少に伴う地域の産業課題」「レガシー産業の一人当たり生産性向上を実現する地域課題解決型スタートアップ」の情報を集約し、地域横断的に知見が共有される枠組みを形成することを目的とする。

(取組)

第3条

本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 各レガシー産業の労働人口減少に伴う課題の調査・分析
- (2) 地域課題解決型スタートアップのリスト化・ネットワークの構築
- (3) 各地域における地域企業の DX 成功事例の共有
- (4) (1)～(3)を会員間で連携・共有する定期全体会の実施
- (5) その他本コンソーシアムの目的を達成するために必要な取組

(活動期間)

第4条

本コンソーシアムの活動期間は、2024年7月3日から2026年6月30日までとする。但し、正会員の協議により、活動期間満了前に解散することができる。

第2章 発起人及び会員

(発起人)

第5条

本コンソーシアムの発起人は、次のとおりである。

株式会社鹿児島銀行
株式会社佐賀銀行
株式会社山陰合同銀行
株式会社四国銀行
株式会社静岡銀行
株式会社常陽銀行
株式会社中国銀行
株式会社福岡銀行

株式会社山口銀行
ファーストライト・キャピタル株式会社

(会員)

第6条

本コンソーシアムに次の会員を置く。

正会員 ファーストライト・キャピタル株式会社が運営するファンドに出資している地域金融機関のうち、本コンソーシアムの目的及び事業に賛同して入会した企業

(入会)

第7条

本コンソーシアムへの入会を希望する者は、別に定める入会届を事務局に提出する。

(会員の協力)

第8条

会員は、他の参加者等との議論への貢献、自らの取組み等に係る可能な情報の共有など、幅広い主体による協働・対話の場としてのコンソーシアムの事業への協力を努めるものとする。

(退会)

第9条

会員は、別に定める退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、正会員の協議及び正会員の過半数の同意によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本コンソーシアムの目的にふさわしくない行為を行ったとき。
- (2) 本コンソーシアムの活動を妨げるような行為を行ったとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(事務局)

第11条

本コンソーシアムに事務局を置く。

- 2 事務局は、全体会の運営その他のコンソーシアムの運営に係る企画・事務を行う。
- 3 事務局は、ファーストライト・キャピタル株式会社とする。

(アドバイザー)

第12条

本コンソーシアムにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、その参加がコンソーシアムの活動に寄与すると事務局が認めた者とする。

3 アドバイザーは、コンソーシアムの活動に必要な応じて参加し、コンソーシアムの目的達成のため助言と支援を行うものとする。

第3章 規約の変更

(規約の変更)

第13条

この規約は、正会員の協議及び正会員の過半数の同意によって変更することができる。

第4章 秘密保持

(秘密保持)

第14条

会員、事務局及びアドバイザーは、本コンソーシアムの活動を通じて知り得た情報を、本コンソーシアム外の第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。会員、事務局及びアドバイザーでなくなった後も同様とする。但し、会員、事務局又はアドバイザーが、他の会員、事務局及びアドバイザーに対して情報を開示する際に秘密保持義務の対象から除外する旨を明示した情報（会員、事務局又はアドバイザーが自社の活動を通じて得たスタートアップ情報及び地域における企業のDX成功事例に関する情報等を含むが、これらに限られない。）はこの限りでなく、当該情報の開示を受けた会員、事務局及びアドバイザーは、当該情報を本コンソーシアムの目的の範囲内で、自社内における検討や地域企業への共有等の目的で使用することができる。

附則

この規約は、コンソーシアムの第1回全体会の日から施行する。